

## ○東京藝術大学クロス・アポイントメント制度に関する規則

〔平成27年3月26日  
制 定〕

改正 平成29年12月21日

### (目的等)

第1条 この規則は、本学における教育・研究・産学連携活動等を推進するため、東京藝術大学職員就業規則の適用を受ける教員又は東京藝術大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける特任教員又は東京藝術大学卓越教員就業規則の適用を受ける卓越教員（以下「教員」という。）が他機関の職員としての身分を有し、本学及び当該機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。以下「クロス・アポイントメント制度」という。）について、その取扱いを定めることを目的とする。

### (制度の適用)

第2条 本学は、当該機関との間でクロス・アポイントメント制度に関する協議が成立した場合に、クロス・アポイントメント制度を適用することができる。

2 クロス・アポイントメント制度を適用できる機関は、前条に定める目的に合致し、本学が認めたものに限るものとする。

3 クロス・アポイントメント制度の適用期間は、1月以上の期間とする。

### (制度適用期間中の所定勤務時間数及び給与の取扱い)

第3条 東京藝術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第3条の規定にかかわらず、教員の所定勤務時間は、次条に定める協議により決定する。

2 前項により決定された所定勤務時間と勤務時間等規則に定める所定勤務時間との差に相当する時間についての給与は支給しない。

### (協議)

第4条 教員に係る勤務時間その他必要な事項については、第2条第2項に定める機関と本学との間の協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議の結果決定した事項のうち、当該教員の労働条件等に関する事項については、本学が当該教員に通知するものとする。

### (実施)

第5条 この規則に定めるもののほか、クロス・アポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。